研究助成機関のオープンアクセス (OA) ポリシー:各国の状況

高 木 和 子

1. はじめに

オープンアクセス(OA)運動の具体的な始まりとも言われるブダペスト・オープンアクセス・イニシアチブ(Budapest Open Access Initiative, BOAI)⁽¹⁾の開始から約9年が経過した。この間に大学や多数の研究機関に機関リポジトリが設立され、OAの基盤が確立しただけでなく、学術出版界においてもOA出版社や著者支払いモデルを採用する学術誌が出現するなど、学術情報のOA化は世界中のさまざまな場面で、急速に進んでいる。近年はOA義務化ポリシーを発表する大学も増加しているが⁽²⁾、本文は研究助成機関のOAポリシーと、それに関連する、国家のポリシーのみを取り上げる。研究者をOAに導く最も強力なインセンティブのひとつが、研究資金を提供する機関のOAポリシーであることが、その理由である。公的資金、すなわち国民の税金が使われた研究の成果には、誰もが自由にアクセス可能であるべきとする考えに基づく公的研究助成機関のOAポリシーだけではなく、民間研究助成機関のOAポリシーも対象とする。研究資金(助成金)を提供した研究にOAを義務付ける研究助成機関を持つ国の中から、米国、英国、カナダ、ドイツ、EU、欧州全体の状況を考察する。

2. 全般的な状況

毎年 OA の進展状況を発表している米国アーラム大学の Peter Suber は、研究助成機関の OA ポリシーの進捗状況を次のように要約する。

- ●2003年:研究に助成する価値があるなら、それを共有する価値があるということに研究 助成機関が気づいた。主要な民間研究助成機関がベセスダ声明⁽³⁾で OA 化を約束した⁽⁴⁾。
- ●2004年:研究助成機関が、助成研究の成果のアーカイビングを義務化、または義務化の 検討を始めた⁽⁵⁾。
- ●2005年:研究助成機関がプロポーザルの段階から実践に移行した⁽⁶⁾。
- ●2006年:研究助成機関が OA を義務化した⁽⁷⁾。
- ●2007年:公的研究助成機関に対して OA 義務化を強く要請する事例が増加した⁽⁸⁾。
- 2008年: 米国や EU など以外に、14の公的研究助成機関が OA を義務化した⁽⁹⁾。
- ●2009年:10ヵ国15機関が OA 義務化を採択し、他の研究助成機関にも OA 義務化の兆

しが押し寄せた⑩。

上記が示すように、研究助成機関が資金を提供した研究の成果のOA化を、実際に義務付けるようになったのは2005年からである。5年が経過した2010年10月現在、OA義務のポリシーを確立した研究助成機関の数は、SHERPA-Julietによれば、全世界で46叫に達しており、OA義務化を検討中の機関も多い。国別で見ると、OA義務化ポリシーを採用している機関の数が多いのは英国とカナダで、米国、アイルランド、国際機関が次に続く。日本は現在ゼロである。

国名 数 国名 数 英国 14 フランス 1 カナダ 10 ドイツ 1 ハンガリー 米国 4 1 アイルランド ベルギー 4 1 国際機関 スウェーデン 3 1 スイス イタリア 2 1 スペイン 2 オーストリア 1 合計 46

表 1 OA を義務付けている研究助成機関の国別数

SHERPA-Juliet のリストより作成

3. 米国の状況

米国は、OA 義務のポリシーを持つ研究助成機関の数では英国やカナダに引けを取るが、 法律によって OA ポリシーを義務付けたという点で、OA 運動の先端に立つ。

3. 1 国立衛生研究所 (NIH) のパブリックアクセスポリシー

米国保健福祉省(US Department of Health and Human Services)傘下の米国国立衛生研究所(National Institutes of Health, NIH)は、世界で最大の規模を持つ著名な医学研究センターのひとつで、国民の健康推進を目的とする機関である。2010年度予算は約310億ドル(2兆5,800万円)で、その84%¹²が、大学、医大、病院など3,100を超える外部の研究施設で、研究に携わる30万以上の科学者や研究者支援のために支出される。NIHの内部プログラムに使用されるのは予算のわずか10% ¹³にすぎない。なお、NIHの2010年度予算額は、日本の厚生労働省全体予算の約3.7%で、厚生労働省自由裁量予算の約39.6%に相当する¹⁴。これほど巨額の助成金を得ている研究であるにもかかわらず、納税者である一般の人々が、研究成果である報告書やデータに十分にアクセスできない現状を憂えた米国下院歳出委員会は、2004年7月、NIHに対してパブリックアクセスポリシーを打ち出すよう勧告した。NIHは

オープンアクセスではなく、パブリックアクセスという言葉を使用しているが、意味すると ころは同じである。この勧告の2ヵ月後、NIH はパブリックアクセスポリシーの草案を発 表し、60日間にわたり国民の意見 (パブリックコメント) を広く求めた。 草案の内容は、 「NIH から資金を提供された研究の成果は、学術雑誌などに発表された後6ヶ月以内に、生物医学 やライフサイエンスに関する分野を広くカバーする無料デジタルアーカイブ PubMed Central に登録し、公開すべきである」とするものであった。この草案は米国のみならず世 界中に大きな反響を呼び、賛否両論が多数寄せられた。出版業界が強い反対を表明したのに 対し、図書館界や SPARC など OA を推奨する諸団体は強く支持した。翌2005年2月に、 NIH は最終的なパブリックアクセスポリシー「Policy on Enhancing Public Access to Archived Publications Resulting from NIH-Funded Research」を発表し、5月2日から実 施することとなった。このことは、公的資金による研究の成果が、一般の人々が無料でアク セスできるオンラインデータベースに掲載されるようになるとして一応の評価を得た。しか し、すべての OA 支持者がこのパブリックアクセスポリシーに満足したわけではなく、懸 念も多数表明された。パブリックアクセスポリシーを支援するために、図書館団体、患者団 体、大学など62機関(現在は101機関)場で結成された納税者アクセス同盟(Alliance for Taxpaver Access, ATA) は、重大な問題点として3点を指摘した。

- (1) 研究成果を公開するか否かは著者の自由意志に任され、罰則もない(義務ではない) こと。
- (2) 草案では「発表後6ヶ月以内に登録すること」となっていた期限が、「できる限り 迅速に(最終出版物の出版社による公式日付の12ヶ月以内に)行われることを要望し、 かつ強く推奨する」に変わり、明白な期限や締め切りがなくなったこと。
- (3) 助成機関と出版社の相反する期待に沿うように努力する、という理不尽な状態に助成金授与者を置くこと。

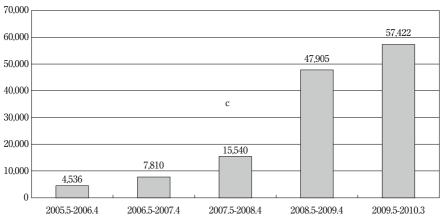
案の定、2年経っても PubMed Central への論文登録率はわずか19%¹⁶という状態で、成果が上がっていないことが明らかになり、再び議会が動き出した。パブリックアクセスポリシーに反対する米国出版社協会(Professional and Scholarly Publishing Division, AAP)を始めとする出版社側の激しいロビー活動や、ホワイトハウスの反対にも拘らず、NIH に対して助成研究の OA を義務付ける条項が含まれる「2008年労働厚生歳出法案」が、米国の下院本会議を7月に、上院本会議を10月に通過した。予算総額に不満を持つブッシュ大統領が、拒否権を発動するのではないかと危惧されたが、12月26日に大統領は法案にサインし、オープンアクセス推進派の願いは、完璧ではないにしても、ようやくかなえられたのである。NIH の助成金を得た研究者は、2008年4月7日以降に学術誌への掲載が受諾された論文の査読済みの著者版最終原稿を、電子体でPubMed Central に提出し、学術誌の公式発表日から12ヶ月以内に公開することが義務付けられた。このパブリックアクセスポリシーは、毎年更新されなければならないという問題があったが、2009年3月、オバマ大統領が「本年度な

— *57* —

らびにそれ以降」という条項を含む「2009年統合予算法」に署名したことにより、NIH のパブリックアクセスポリシーの恒久化がついに実現された。

その効果は顕著で、2007年11月には登録した研究者は773名、論文数は947件に過ぎなかったのに対し、1年後の2008年年11月には、1,972名(2.6倍)、2,636論文(2.8倍)と急増した。2010年3月には6,698件の記録を達成している。年間の提出原稿数を見ると、2005年5月~2006年4月には4,536件だったのが、2009年5月~2010年3月は57,422件と12.7倍の数値を示している。2009年に発表されたNIH助成研究論文は、88,000件と推定されるが、その約70%は PubMed Central に提出され、更に増加しつつある 107 。

図 1 NIHMS (NIH Manuscript Submission) system* への提出原稿数 提出原稿数



* NIHMS: 論文提出のためのシステム。論文は XML 変換とエラーチェックの後、PubMed Central 上で公開される。

出典: NIHMS Statistics. http://www.nihms.nih.gov/stats/

3. 2 CURES 法案と FRPAA 法案

NIH のパブリックアクセスポリシーを他の公的研究助成機関にも広げようとする動きも進んでいる。2005年12月に、民主党のリーバーマン上院議員らが「American Center for CURES Act」⁽¹⁸⁾の法案を提出した。その主要な目的は、NIH の中に新エージェンシー「American Center for CURES」を設け、基礎研究を治療に結びつけようとするもので、この中に OA 義務化の条項が含まれた。2006年5月には、共和党のコーニン上院議員と民主党のリーバーマン上院議員が、議会に「連邦研究パブリックアクセス法」(Federal Research Public Access Act, FRPAA」法案⁽¹⁹⁾を共同提出した。年間1億ドル以上を研究助成金として支出する連邦資金供与機関のすべてに、パブリックアクセスを適用しようという

もので、納税者アクセス同盟(ATA)や米国図書館協会(ALA)など多数の団体からの強い支持を集めた。しかし残念なことに、両法案ともその後進展をみないままになっていた。

しかしながら、3年後の2009年6月に、コーニン上院議員とリーバーマン上院議員(現在は無所属)は、再びFRPAA 法案型を上院に共同提出した。翌2010年4月には、民主党のドイル下院議員ほか5人の超党派議員によって下院にも提出され、年内の可決が期待されている。上院と下院に提出された法案は実質的に同じで、前回の法案と同様、外部への研究助成金が年間1億ドルを越す全ての連邦政府機関は、機密扱いの研究を除き、研究成果である査読済みの著者版最終原稿を、発表後6ヶ月以内にOA 化することを求めるものである。2010年で、農務省、商務省、国防総省、教育省、エネルギー省、保健福祉省、国土安全保障省、運輸省、環境保護庁、NSF(国立科学財団)、NASA の11機関がこれに該当する。FRPAAはNIHのパブリックアクセスポリシーとは以下のような違いがある。

- (1) 公開猶予期間 (embargo) は NIH の最長12ヶ月に対し、FRPAA は最長6ヶ月である。(FRPAA 成立後は米国保健福祉省にも適用され、NIH の公開猶予期間も6ヶ月となる)
- (2) 当該機関所属の研究者には、研究成果の即時 OA 化、あるいは公開猶予期間の削除が要求される。
- (3) 研究成果をどこに登録するかは、各機関の決定に任され、相互運用性、アクセス可能性、長期保存といった条件を満たす限りは、自機関または第三者のリポジトリを選んでよい。NIH は PubMed Central を指定している。
- (4) OA 化の許可を得る方法や、著作権侵害を避ける方法についてはより柔軟な姿勢を 取り、ライセンスに関しては、「法律やガイドラインを有効に利用することを助成機 関に要請する」とされている。

FRPAAには7つの主要図書館協会、6つの学生団体、大学学長・プロボスト、41名のノーベル賞受賞者などのほか、ビジネス指向のグループからも多くの支持が寄せられている。他方、米国出版社協会のメンバーは、FRPAAは著作権を弱め、査読を害して科学研究の質を損ない、政府機関にコスト上の負担を課すとしてFRPAAに反対する手紙を議会に送った。また、出版社のロビー活動に動かされて、2008年9月には包括的な著作権法案「Fair Copyright in Research Works Act [20](通称 Conyers 法案)が下院司法委員会に提出された。その後一旦は棚上げにされたが、2009年2月に再提出されている。この法案が通れば、連邦政府のエージェンシーが、公共資金を授与する条件として著作権の一部または全部の譲渡を要求することが妨げられ、パブリックアクセスポリシーが覆される可能性すらあるといわれる。オパマ大統領は科学の推進と透明性に関心を示していることから、FRPAA成立の期待が高まっているが、最近の政治状況の変化がどう影響するか、予断を許さない。

— *59* —

3.3 その他の OA 研究助成機関

米国教育省(Department of Education)傘下の Institute of Education Sciences(IES)が、公開猶予期間を12ヶ月とする OA 義務化ポリシーを実施している。SHERPA-Juliet のリストには無いが、米国国立科学財団(National Science Foundation)の後援を受ける National Center for Atmospheric Research(NCAR)も2009年9月に OA 義務化ポリシーの採用を発表した。すべての研究成果は「OpenSky」222と名づけられたリポジトリに登録・公開される。

4. 英国の状況

4. 1 英国研究会議 (RCUK)

英国では、OA 運動の高まりを受けて、2004年7月に下院科学技術委員会(House of Commons Science and Technology Committee)が、科学出版に関する報告書「科学研究出版物:全ての人に無料で?」("Scientific Publications: Free for All?") 2003を発表した。報告書は、科学技術情報の OA 化を支持し、全ての高等教育機関に機関リポジトリを設置することや公的資金による研究の成果を無料提供することを勧告して、政府に回答を求めた。貿易産業省が中心となって回答をまとめたが、その内容は書かれた言葉とは裏腹に、実質的には勧告拒否であった。このような経緯があったため、英国では、政府の研究助成機関である英国研究会議(Research Councils UK, RCUK) 2014が独自に下院科学技術委員会の勧告を導入することになった。RCUKは、毎年13億ポンド(1,700億円)を大学の研究に、そしてRCUKの研究機関に5億ポンド(658億円)を投じている 2005年にRCUKは、公的資金による研究のすべてに対してOA 化を義務付けるポリシーの草案を作成して、パブリックコメントを募った後、2006年6月に最終案50を発表した。科学出版に関する報告書の発表から2年後のことである。OA 義務化をどのような条件下でいつから開始するかについては、各研究会議の決定に任されたという点で、草案よりは後退した内容になってしまったとはいえ、米国に次いで、公的資金による研究のOA 義務化に向かって第一歩を踏み出したのである。

NIH のパブリックアクセスポリシー実施に遅れることわずか5ヶ月の2006年10月に、RCUK の医学研究会議、生物科学研究会議、経済社会研究会議、自然環境研究会議の4研究会議がOA 義務化を開始し、それに科学技術施設会議と芸術人文科学研究会議が続いた。最後まで残っていた工学物理化学研究会議も、研究者がグリーン・オプション(オンラインリポジトリへのセルフアーカイビング)にするか、ゴールド・オプション(著者支払いのOA ジャーナルへの掲載)にするかを選択できなければならないとの条件付きで、ついに2008年12月にOA 義務化に同意した。しかし、2009年春には詳細が発表されることになっていたが、未だに検討中のままである⁶⁷。

- 60 -

表 2 研究会議における義務化の状況

会議名	原稿登録時期	義務化開始
医学研究会議(Medical Research Council, MRC)	できるだけ早い時期	2006年10月
生物科学研究会議	できるだけ早い時期	2006年10月
(Biotechnology and Biological Sciences Research Council, BBSRC)		
経済社会研究会議(Economic and Social Research Council, ESRC)	できるだけ早い時期	2006年10月
自然環境研究会議	6ヶ月以内	2006年10月
(Natural Environment Research Council, NERC)		
科学技術施設会議	できるだけ早い時期	2006年12月
(Science & Technology Facilities Council, STFC)		
芸術人文科学研究会議	明白な言及なし	2007年9月
(Arts & Humanities Research Council, AHRC)		
工学物理化学研究会議	不明	2009年
(Engineering and Physical Sciences Research Council, EPSRC)		

米国とは違って法律で規定こそされてはいないが、NIHが医学関係の研究に限定されるのに比べて、RCUKは自然科学、社会科学、人文科学と幅広い分野をカバーしているところが、英国の強みである。

4. 2 ウェルカム財団 (Wellcome Trust)

ウェルカム財団(Wellcome Trust)は、英国最大の民間研究助成機関で、2008/2009年度には、生物医学や医療人間学(medical humanities)の研究支援に7億2,000万ポンド(950億円)を支出している²⁰⁸。OA 化への取り組みは早く、2003年のベセスダ会議に参加したすぐ後に、OA を支持する独自の「Position Statement」²⁰⁸を発表し、2005年10月には学術誌に掲載される査読論文を UK PubMed Central(UKPMC)に登録することを義務付けた。これによりウェルカム財団は、公的機関か民間機関かを問わず、"助成金供与の条件として"研究成果の OA を義務付けた世界で最初の研究助成機関となった。しかもその OA ポリシーには、当時の NIH のパブリックアクセスポリシーよりも優れた点がいくつかある。

- (1) ウェルカム財団はOAを要求しているが、NIHの場合は要請であって要求ではなかった(現在は義務)。
- (2) ウェルカム財団の公開猶予期間は発表後 6 ヶ月だが、NIH は現在に至るも12ヶ月 である。
- (3) ウェルカム財団は NIH と違い、出版社の同意を要求しない。必要であれば、論文 掲載費用分の助成金も提供する。

出版社があくまでも OA を認めない場合、助成金受領者は他の出版社を探さなければならないとされているが、現実には、OA 義務を遵守しない研究者の助成金をストップするようなことは行われていない⁵⁰⁰。

ウェルカム財団助成研究論文の OA 遵守率については、いくつかの数字がある。英国ノッティンガム大学の Peter Millington によれば、潜在的 OA 遵守率*は、2006年12月の70%が、2008年5月には87%に上昇している⁽³⁾。

	2006年12月	2009年 5 月
OA 遵守	70%	87%
(掲載料無しの OA 誌)	(42%)	(33%)
(掲載料が必要な OA 誌)	(28%)	(54%)
出版社の方針不明	20%	2%
OA 非遵守	5%	8%
出版社データ無し	5%	3%
合計	100%	100%

() は OA 遵守の割合

ウェルカム財団の Robert Kiley は、2007年10月~2008年8月に発表された論文の潜在的 OA 遵守率は95% だが、実際の OA 遵守率は35% としている⁽²⁾。

*潜在的 OA 遵守率:助成金受領者が執筆する学術誌のうち、OA 遵守のオプションを提供する学術誌の割合

4. 3 その他の研究助成機関

英国保健省(UK Department of Health, DH)と、公的助成機関である National Institute for Health Research (NIHR) は、2007年1月にOA 義務化ポリシーを採用することを宣言し、4月以降に提出される DH 助成金を受領した研究の査読論文は、6ヶ月以内に UKPMC に登録することが義務付けられた^図。その他、British Heart Foundation や Cancer Research Council など UKPMC の資金提供団体や Joint Information Systems Committee (JISC) がOA 義務化ポリシーを採用している。UKPMC の全資金提供団体の OA 遵守率は、2009年1月は約30%で、ウェルカム財団と同様の数値を示している^図。

5. カナダ

5. 1 カナダ保健研究機構 (Canadian Institute of Health Research, CIHR)

カナダは、OA ポリシーを持つ研究助成機関が10機関と、英国に次いで多い国である。始まった時期は決して早くはないが、既に2つの公的研究助成機関が、助成金受領者にOA を義務付けている。先ず、政府のエージェンシーであるカナダ保健研究機構(Canadian Institute of Health Research, CIHR)が、2008年1月にOA ポリシーを実施した⁶⁵⁰。査読誌への掲載論文とそれに付随する生物医学データをOA 化するに当り、研究者には2つのオプションが与えられる。

- 62 -

- (1) 出版社の Web サイト上で無料公開する。
- (2) 査読済みの著者版最終原稿を、発表後直ちに PubMed Central、あるいは所属機関のリポジリに登録し、6ヶ月以内に無料公開する。

ただし、オプション (2) には、「出版社のポリシーに従って」という条件が含まれているため、出版社が OA を際限なく引き伸ばすことも可能であるという問題が指摘されている。OA 誌に論文を発表する場合は、掲載料を助成金から支払うことが認められる。

5. 2 その他の助成機関

カナダ研究会議(National Research Council Canada, NRC)は、NRC 出版物のアーカイブ創設のイニシアチブを開始するに当たり、その一部として OA の義務化を決定し、2009年1月より実施した。CIHR と異なり、NRC は対象を全ての査読出版物(論文、会議資料、図書及び図書の章)とテクニカルレポートに広げ、NRC の機関リポジトリである NPArC に登録することを要求している。しかし、「個々の出版物へのアクセスの性質、時期、範囲は、出版社との協定を含む多様な要素による」³⁶⁸とし、出版社側の抵抗を是認していることから、NIH やウェルカム財団に比べて、後退したポリシーであるとの批判は免れないだろう。その他、民間助成機関ながら、政府資金の提供を受けているオンタリオ州癌研究所(Ontario Institute for Cancer Research, OICR)が、CIHR をモデルとして OA 義務化を2008年7月に開始し、Canadian Cancer Society Research Institute (CCSRI) ⁵⁷⁰と Canadian Health Services Research Foundation (CHSRF)は、公開猶予期間を発表後6ヶ月とする OA ポリシーを採用済みである。

6. ドイツ

6. 1 ドイツ研究協会(DFG)とフラウンホーファー研究機構(FhG)

2003年開催の、OAに関する国際会議に提出された「科学および人文科学の知識に対するオープンアクセスに関するベルリン宣言(ベルリン宣言)」⁵⁰⁸に名を連ねた19機関の中に、7つの機関が含まれていた⁵⁰⁹ドイツであるが、実現の面では他国に遅れをとっている。ドイツ最大の科学研究助成機関であるドイツ研究協会(Deutsche Forschungsgemeinschaft, DFG)は、英国のRCUKと同様に独立した機関であるが、連邦政府と州政府の双方から財政支援を受け、大学などの研究機関に助成金を提供している。ベルリン宣言に署名して OA 化を約束したが、ようやく OA ガイドラインを発表した他のは、3年後の2006年1月であった。助成金を受けた研究者は、雑誌論文を発表後6~12ヵ月以内に機関リボジトリか主題リポジトリに登録する、あるいは最初から査読 OA 誌に発表すべきであるとする内容である。ただし、Peter Suber は、この「すべき(mussen)」という言葉は、「要請」よりは強いが、「要求」よりは弱い言葉であり、NIH が2005年に発表したパブリックアクセスポリシーと同様、最終的には研究成果を公開するか否かは、研究者の自由意志に任され、義務ではないことが問題であると指摘している他。実際に SHERPA-Juliet には DFG の名前は登録されていない。

— *63* —

同じく連邦政府と州政府から資金を提供されているフラウンホーファー研究機構 (Fraunhofer-Gesellschaft, FG) は、2008年7月にOA を義務化した。FG の研究者は発表論 文等をリポジトリに登録することを要求されるが、いつ登録すべきかについては言及が無い。 公開猶予期間は、NIH と同じ12ヶ月とされている (42)。

6. 2 マックス・プランク協会 (MPS)

「ベルリン宣言」採択の国際会議を開催したマックス・プランク協会(Max Planck Society, MPS)は、80近くの研究所を持つドイツ最大の非営利研究機関である。基本予算の80%を連邦政府と州政府から受け、大学などの研究機関に助成金を提供しており、その額は2009年には10億ユーロ(1,500億円)に上った(は、しかし、MPSが2008年8月に発表したポリシーは、OA 義務化ポリシーではなく、OA 支援策と呼ぶべきものでしかなかった。MPSの研究所に所属する研究者が、非営利のOA 出版団体 PLoS が出版する雑誌に原稿を載せる場合、掲載料を全額負担するというだけのことにすぎない。

6. 2 OA 請願

2009年11月ドイツ連邦議会のサイトに突然、公的資金によるすべての科学研究の成果を OA 化するために著作権法改正を提案する請願 44 が登場して人々を驚かせた。請願を起草した、化学者でもある31歳の科学ジャーナリスト Lars Fischer は、税金を資源とする助成金による研究の成果には誰もがアクセス可能であるべきだと提案している。請願は内容が曖昧で何を政府に求めているのかを明確に述べていないとの批判もあったが、ドイツ図書館協会、ドイツネットワーク情報イニシアチブ(DINI)、Coalition for Action on Copyright for Education and Research などに支持され、締め切りまでの 2 ヶ月間に23,631名の署名を集めた460。しかし残念ながら、議会での公開議論に必要な50,000には届かなかった。ベルリン宣言には既に360機関が署名しているとは言え、ドイツの OA 化にはまだ時間がかかりそうな気配である。

7. EU

7. 1 欧州研究会議 (ERC)

EU全体としての OA 義務化の取り組みも進んでいるが、EU 規模の研究助成機関として最初に OA を義務化したのは、欧州研究会議(European Research Council, ERC)である。 先端研究のための助成機関である ERC は、2006年12月に「適切なリポジトリが稼動次第 OA 義務化を採択する」ことを誓約しゅ、その1年後に OA 義務化を採択して、OA ガイドライン伽を発表した。ガイドラインの内容は、他の OA ポリシーと比べて、優れている点がいくつか見られる。先ず、対象となるのが全ての査読論文だけではなく、データも含まれる。 助成金を得た研究者は、発表と同時に出版社版または査読済みの著者版最終原稿を、リポジトリに登録することを求められる。公開猶予期間は発表後6ヶ月であるが、ERC はこの期

- 64 -

間を短くすることを希望している。登録先は、PubMed Central や ArXiv のような主題リポジトリでも、機関リポジトリでもよい。費用が必要な OA 誌に掲載する場合は、掲載費も提供する。

7. 2 欧州委員会 (EC)

EUの政策執行機関である欧州委員会(European Commission, EC)は、助成金を得た研究成果の OA 義務化を勧告する報告書⁶⁶⁸を、2006年3月に発表した。ただし、ここで使われたのは、「EC はパブリックアクセスを保証する(guarantee)」という言葉であって、「義務付ける」ではなかった。翌2007年1月には、欧州研究諮問委員会(European Research Advisory Board, EURAB)が、欧州連合第7次研究枠組み計画(FP7)⁶⁶⁹の下で助成金を受けた研究の成果に OA を義務付けることを、EC に勧告した⁶⁶⁰。EURAB は、EC によって創設された独立の諮問委員会である。勧告の内容は、論文の出版社版または査読済みの著者版最終原稿を、著者が選んだリポジトリに登録し、6ヶ月以内に OA 化するというものである。これを受け入れた EC は、2007年から2013年までの研究費予算500億ユーロ(5兆7,000億円)の20%について、OA を義務付けるパイロットプロジェクトを2008年8月に開始した⁶⁶⁰。2013年まで続くプロジェクトの対象となるのは、健康、エネルギー、環境、情報通信技術、研究基盤、社会経済学・人文学、社会の中の科学の計7分野である。助成金を申請する研究者は、出版社版または査読済みの著者版最終原稿を所属機関のリポジトリに、それが不可能な場合は主題リポジトリに登録し、6~12ヶ月以内に OA にしなければならないとされている。

終わりに

本文は米国、英国、カナダ、ドイツ、EUの研究助成機関のみを取り上げたが、OAポリシーを持つ46の機関の他にも、OA 化を検討中の機関が多数存在する。例えば、政府機関としては、英国国際開発省(UK Department for International Development)、ポーランド科学高等教育省(Ministry of Science and Higher Education)、スペイン科学革新省(Ministry of Science and Innovation)などがあり、デンマークの電子研究図書館(Electronic Research Library)も検討中である。ヨーロッパ規模では、欧州科学財団(European Science Foundation, ESF)と、European Heads of Research Councils(EuroHORCs)が合同でOA義務化を計画中である。ESFにはヨーロッパ30ヵ国の79団体が、EuroHORCsには、英国研究会議やドイツ研究協会など、ヨーロッパ30ヵ国の79団体が、EuroHORCsには、英国研究会議やドイツ研究協会など、ヨーロッパ24ヵ国の主要な39の公的研究助成機関が参加しており、これらの機関がOAを義務化すれば、OA義務化ポリシーを実践する機関の数が一挙に増大するに違いない。また、米国のFRPAA法案が議会を通れば、米国のOA文献が増えるだけでなく、全世界の研究助成機関のOA化に大きな好影響が及ぶことが期待される。

— *65* —

注

- (1) Budapest Open Access Initiative. http://www.soros.org/openaccess/read.shtml OA が定義された。「インターネット上で自由にアクセス可能で、金銭・法律・技術上のバリアー無しにダウンロード、コピー、配布、印刷、検索、フルテキストへのリンクなど全ての合法的な利用が許されること|
- (2) ROARMAP.http://www.eprints.org/openaccess/policysignup/ OA 義務化を実施している大学については ROARMAP を参照のこと
- (3) Suber, Peter. "Bethesda Statement on Open Access Publishing". Released June 20, 2003. http://www.earlham.edu/~peters/fos/bethesda.htm "Bethesda Statement on Open Access Publishing" は 2003年6月20日、米国メリーランド州ベセスダで発表された。OA 資料では、著作権保有者はコピー、利用、配布、派生的作品の配布等を前以て許可しなければならないとする声明 http://www.earlham.edu/~peters/fos/bethesda.htm
- (4) Suber, Peter. Open Access in 2003. SPARC Open Access Newsletter. January 2, 2004, no. 69. http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/01-02-04.htm
- (5) Suber, Peter. Open Access in 2004. SPARC Open Access Newsletter. January 2, 2005, no. 81. http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/01-02-05.htm
- (6) Suber, Peter. Open Access in 2005. SPARC Open Access Newsletter. January 2, 2006, no. 93. http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/01-02-06.htm
- (7) Suber, Peter. Open Access in 2006. SPARC Open Access Newsletter. January 2, 2007, no. 105. http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/01-02-07.htm
- (8) Suber, Peter. Open Access in 2007. SPARC Open Access Newsletter. January 2, 2008, no. 117. http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/01-02-08.htm
- (9) Suber, Peter. Open Access in 2008. SPARC Open Access Newsletter. January 2, 2008, no. 129. http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/01-02-09.htm
- (0) Suber, Peter. Open Access in 2009. SPARC Open Access Newsletter. January 2, 2009, no. 141. http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/01-02-10.htm
- (11) SHERPA-Juliet. Research funders' open access policies. http://www.sherpa.ac.uk/juliet/
- (12) Department of Health and Human Services: Fiscal Year 2010 Budget in Brief. p. 37. http://www.hhs.gov/asfr/ob/docbudget/2010budgetinbrief.pdf 2011年度の数値は、320億円、83%
- (13) ibid. 2010年度の数値は11%
- (4) 松山貴代子. オバマ大統領の2010年度予算: 概要(その 2)厚生省の国立衛生研究所. NEDO ワシントン事務所. June 24, 2009, 5p. http://www.nedodcweb.org/report/FY2010.EPA.pdf
- (15) ATA Members of the Coalition http://www.taxpayeraccess.org/membership/index.shtml
- (16) US Department of Health and Human Services. Testimony. July 29, 2010 http://www.hhs.gov/asl/testify/2010/07/t20100729c.html
- (17) ibid
- (18) S.2104 -- American Center for Cures Act of 2005 (Introduced in Senate IS). The Library of Congress Thomas. http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c109:S.2104
- (19) Federal Research Public Access Act of 2006. http://cornyn.senate.gov/doc_archive/05-02-2006_COE06461_xml.pdf
- (20) S.1373 Federal Research Public Access Act of 2009 (Introduced in Senate IS). The Library of Congress Thomas. http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c111:S.1373
- (21) H.R.801--Fair Copyright in Research Works Act (Introduced in House IH). http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c111:H.R.801
- (22) OpenSky は、University Corporation for Atmospheric Research (UCAR)、National Center for Atmospheric Research (NCAR)、UCAR Community Programs (UCP) のサポートの下、NCAR Library が運営する、OA を提供するための機関リポジトリ http://opensky.library.ucar.edu/about/

- (23) House of Commons Science and Technology Committee. Scientific Publications: Free for All? (Tenth Report of Session 2003-04) July 2004. http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmselect/cmsctech/399/399.pdf
- ②4 当時は8つの Research Council があったが、Particle Physics & Astronomy Research Council と Council for the Central Laboratory of the Research Councils が統合されて Science and Technology Facilities Council となり、現在は7 Research Council
- 25) Research Council UK. http://www.rcuk.ac.uk/research/default.htm
- 26 Research Councils UK' updated position statement on access to research outputs. June 2006. http://www.rcuk.ac.uk/cmsweb/downloads/rcuk/documents/2006statement.pdf
- EPARC "EPSRC is working with the other research councils to develop a sustainable approach to supporting increased open access to research outputs including journal articles and data." http:// www.epsrc.ac.uk/about/infoaccess/Pages/roaccess.aspx
- Wellcome Trust. Annual Report and financial Statements 2009. p.Scil:5 http://www.wellcome.ac.uk/stellent/groups/corporatesite/@msh_publishing_group/documents/web_document/wtx057901.pdf
- (29) Wellcome Trust. Position statement in support of open and unrestricted access to published research. http://www.wellcome.ac.uk/About-us/Policy/Spotlight-issues/Open-access/Policy/index. htm
- [30] Till, Jim. More about Compliance with WT's OA Policy. Be Openly Accessible or be Obscure October 15, 2009. http://tillje.wordpress.com/2009/10/15/more-about-compliance-with-wts-oa-policy/
- (31) Milligan, Peter. Quantitative Study of the Impact of Research Funders' Open Access Mandates. http://www.sherpa.ac.uk/documents/romeo-wellcome-poster.pdf
- (32) Kiley, Robert. UKPMC Funders' mandates. September 24, 2009. http://www.scribd.com/doc/20216165/UKPMC-Funders-policies-Robert-Kiley-Wellcome-Trust
- (33) Statement on DH / NIHR-funded research and UK PubMed Central http://www.nihr.ac.uk/files/pdfs/OpenAccessPolicyStatement.pdf
- (34) ibid.
- (35) Canadian Institute of Health Research. Policy on Access to Research Outputs. http://www.cihrirsc.gc.ca/e/34846.html
- (36) National Research Council Canada. NRC Publications Archive: Extending the reach and increasing the impact of NRC research. July 23, 2010. http://cisti-icist.nrc-cnrc.gc.ca/eng/news/cisti/2008/nparc. html
- 37 Canadian Cancer Society integrated と National Cancer Institute of Canada (NCIC) が2009年2月 に統合し、Canadian Cancer Society Research Institute となった。
- (38) Berlin Declaration on Open Access to Knowledge in the Sciences and Humanities. ベセスダ声明に沿ってOAを定義。(1)著者/著作権保持者は全利用者にOAを許可すること(2)学術成果をフリー・オンラインポジトリの少なくとも一つに登録すること
 - http://oa.mpg.de/openaccess-berlin/berlindeclaration.html
- (39) Berlin 4 Open Access 参加報告。Open Access Japan June 26, 2006. http://www.openaccessjapan.com/archives/2006/06/berlin 4 open a.html
- 40 Open Access and Research Funding by the DFG. Deutsche Forschungsgemeinschaft. http://www.dfg.de/en/research_funding/programmes/infrastructure/lis/digital_information/open_access/index. html
- (41) Suber, Peter. Germany's DFG adopts an open access policy. SPARC Open Access Newsletter, issue #96 April 2, 2006 http://www.earlham.edu/~peters/fos/newsletter/04-02-06.htm
- (42) Fraunhofer-Gesellschaft. http://www.sherpa.ac.uk/juliet/index.php?fPersistentID=235
- (43) Max Planck Society. Facts and Figures. http://www.mpg.de/english/aboutTheSociety/aboutUs/factsAndFigures/index.html

- (44) Petition to the German Bundestag, the National Parliament. http://www.zugang-zum-wissen.de/oa-petition-german-parliament.html
- (45) Open Access: Petition to the German Parliament. Zugang zum Wissen Journal http://www.zugang-zum-wissen.de/journal/
- (46) European Research Council. ERC Scientific Council Statement on Open Access, December 2006. http://erc.europa.eu/pdf/ScC_Guidelines_Open_Access_revised_Dec07_FINAL.pdf
- (47) European Research Council. ERC Scientific Council Guidelines for Open Access, December 17, 2007. http://erc.europa.eu/pdf/ScC_Guidelines_Open_Access_revised_Dec07_FINAL.pdf
- (48) European Commission. Study on the Economic and Technical Evolution of the Scientific Publication Markets in Europe, January 2006. http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/scientific-publication-study_en.pdf
- 49) 正式名称「Seventh Framework Programme for Research and Technological Development」ヨーロッパにおける研究に資金提供するための、EU の制度で、2007年から2013年まで実施される http://ec.europa.eu/research/fp7/index_en.cfm?pg=understanding
- EURAB proposes making open access obligatory for FP7 research. Cordis news, January 10, 2010. http://cordis.europa.eu/fetch?CALLER=EN_NEWS&ACTION=D&SESSION=&RCN=26924
- (51) EU. Better access to scientific articles on EU-funded research: European Commission launches online pilot project. http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1262&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=de
- 52 EUROHORCs and ESF Vision on a Globally Competitive era and their Road Map for Actions http://www.eurohorcs.org/SiteCollectionDocuments/ESF_Road%20Map_long_0907.pdf